

## 検査実施項目及び結果一覧表（病院用）

項目	結果	適否
1 病室 ※構造設備の変更を伴わない場合に限り自主検査可	(1) 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室は、内法による測定で患者1人につき6.4㎡以上ある。	
	(2) (1)以外の病室 ・患者1人を入院させる病室は6.3㎡以上である。 ・患者2人以上を入院させる病室は患者1人につき4.3㎡以上である。	
	(3) (1)にかかわらず、平成13年3月1日の時点で既に開設許可を受けている病院においては、現存する建物内の療養病床（平成13年3月31日以降に増床許可を受けた部分は除く。）に係る病床以外の病床床面積は、患者1人を入院させる病床は6.3㎡以上、患者2人以上を入院させる病室は患者1人につき4.3㎡以上である。	
	(4) 病床転換による病院療養病床及び病床転換による診療所療養病床に係る病室については、(1)にかかわらず、患者1人につき6.0㎡（内法による測定ではなく、図面上、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）以上である。	
	(5) 小児だけを入院させる病室の床面積は、(1)、(2)に規定する床面積の3分の2以上である。（ただし、1病室の床面積が6.3㎡以下でない）	
	・機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて他の部分へ流入しないようになっている。	
2 診察室	・各科専門の診察室を設けている。（注1）	
3 処置室	・診療科ごとに設けられている。（注2）	
4 調剤所	・採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保っている。 ・冷暗所が設けられている。 ・感量10mgのてんびん及び500mgの上皿てんびんその他調剤に必要な器具が備わっている。	
5 歯科技工室	・防塵設備その他の必要な設備を設けている。	
6 臨床検査施設（注3）	・喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものである。（注4）	
7 消毒施設	・蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができる。（注5）	
8 洗濯施設	・設けている。（注6）	
9 防火上必要な設備	・火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けている。	
10 消火用の機械又は器具	・設けている。	
11 機能訓練室（注7）	・内法による測定で40㎡以上の床面積を有している。（注8） ・必要な器械及び器具を備えている。	
12 談話室（注7）	・療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有している。	
13 食堂（注7）	・内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さを有している。	

項目	結果	適否
14 浴室（注7）	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものである。	
15 分娩室及び新生児の入浴施設（注9）	・設けている。	
16 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	・危害防止上、必要な方法を講じている。	
17 患者が使用する屋内の直通階段（注10）	・2以上設けている。（注11） ・階段及び踊場の幅は、内法で1.2m以上である。 ・けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上ある。 ・適当な手すりが設けられている。	
18 避難階段（注12）	・2以上設けている。（注13）	
19 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅	・内法による測定で、1.8m（両側に居室がある場合は、内法による測定で2.7m）以上である。（注14）	
20 19以外の患者が使用する廊下の幅	・内法による測定で、1.8m（両側に居室がある場合は、内法による測定で2.1m）以上である。（注14）	

（注1）一人の医師が同時に二以上の診療科の診察にあたる場合その他特別の事情がある場合には、同一の室を使用することができる。

（注2）場合により、二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診察室と兼用することができる。

（注3）病理細菌検査室の機械換気設備は除く。

（注4）検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る施設を設けないことができる。（その場合であっても、休日・夜間や救急時の体制が確保されていること）

（注5）繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。

（注6）寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。

（注7）療養病床を有する場合のみ。

（注8）経過措置適用の場合にあっては、機能訓練を行うために十分な広さで可。

（注9）産婦人科又は産科を有する場合のみ。

（注10）第2階以上の階に病室を有する場合のみ。

（注11）患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第2階以上の各階における病室の床面積が50㎡（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃料で造られている建築物にあっては100㎡）以下のものについては、1で可。

（注12）第3階以上の階に病室を有する場合のみ。

（注13）直通階段のうち、1又は2を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に参入することができる。

（注14）経過措置適用の場合にあっては、内法による測定で1.2m（両側居室がある場合は、内法による測定で1.6m）以上で可。